

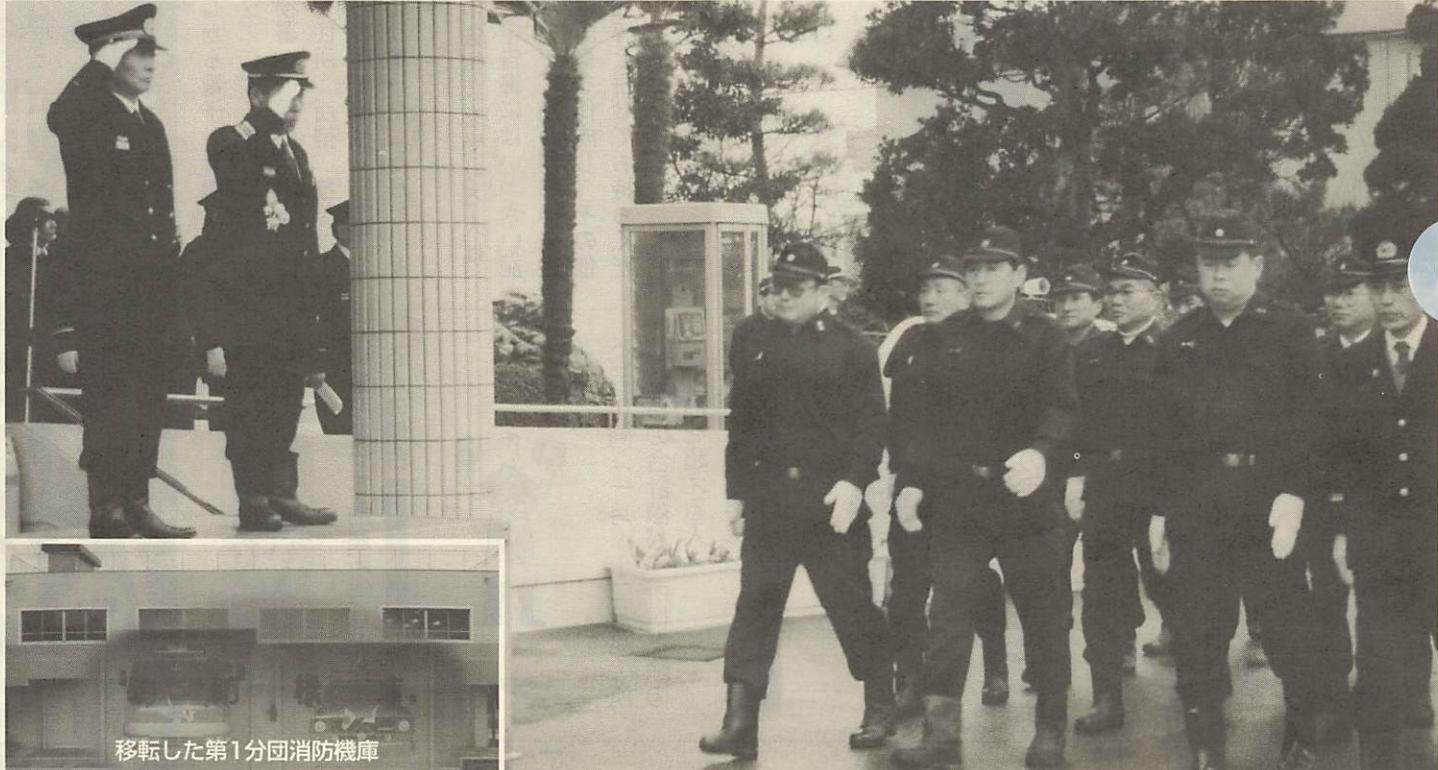
平成9年
No. 289

1/20

広報あじす 毎月 5日発行
お知らせ版 每月 20日発行

山口県吉敷郡阿知須町
発行: 阿知須町役場

TEL.0836-65-4111 FAX 754-12



冷雨の中 鈴割り競技

消防出初式

第一分団の消防機庫が、町役場裏から阿小学校体育館の向い側（旧・原田商店）へ移転しました。建物の正面が消防車の出入口になっていますので、付近の駐・停車はできません。ご協力をお願いします。

阿小学校体育館の向い側へ 第1分団消防機庫

【阿知須町長表彰】●勤続章——元吉清海
(浜) 山本裕英 (山口市)

【阿知須町消防団長表彰】●精勤章——植
杉忠久 (砂二) 松崎徳彰 (浜表)

【山口県消防協会会長表彰】●功績章——伊
藤尚文 (岩西前) 繩吉学 (築地) ●勤
続章△十五年——中尾晴海 (前山) △二
十年——春吉辰雄 (前山) △二十五年——
大谷幸久 (浜) △三十年——部坂國則
(恵比須) ●退職感謝状——中村昭三 (西
条) 渋木保俊 (寺河内) 故重村昭文
(亘北)

町役場で行われ、消防団員六十六名と
婦人防火クラブ十名が参加しました。
町役場玄関前で団員、車両の観閲式
が、町公民館では式典と功績章などの
表彰が行われ、表彰状が贈られました。
その後阿知須小学校体育館横の井関
川で恒例の鈴割り競技が行われ、冷た
い雨の降る中、正確で素早い動きを披
露しました。

なお、表彰された人は次のとおり
(敬称略)。

平成九年の消防出初式が一月五日、
町役場で行われ、消防団員六十六名と
婦人防火クラブ十名が参加しました。

「年末調整」をしたサラリーマンでも、農業・不動産などの所得が20万円

を超える人は「確定申告」をしなければなりません
以下の人には「住民税申告」

平成7年分の所得税と住民税の申告相談が

2月17日から3月17日まで行われます。

所得金額や税額を正しく計算し、申告と納

税は必ず3月17日までに済ませてください。



確定申告書

提出用

控え用

ご自分で記入して
ください

- ① 給与の年収が二千万円を超える人
- ② 給与以外の所得が二十万円を超える人
- ③ 給与を二か所以上もつている場合は、従たる給与の収入と②の所得の合計が二十万円を超える人
- ④ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃料などを受け取った人

ことしから電子計算機（コンピュータ）による申告相談になり、税務署への提出用申告書には名前や住所、所得、控除などすべての事項を機械で印字することになりました（ただし、青色申告除く）。町で申告相談を受ける人は、提出用の申告書にはいつさい記入されないで、控え用の申告書と收支内訳書を作成し、その他必要書類等と併せてお持ちください。

- ① 一年間（一月～十二月）の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

サラリーマンの場合



- ① 事業（農業含む）、配当、不動産などの所得がある人
- ② 給与所得のほかに地代・家賃などの不動産や農業、配当などの所得がある人（住民税では、所得が少額「二十万円以下」であっても、必ず申告しなければなりません）

住民税の申告をしなければならない人

- ⑤ 源泉徴収されていない給与をもらっている人

申告の際に必要な 「国保」、「国民年金」の 支払証明書の交付窓口

「国民年金」……町税務課賦課徴収係
(TEL 65-4111 内線163(有)
2153)

所得税の振替納税 4月18日(金)に引き落とし



確定申告で算出された所得税の納付は三月十七日までですが、税金が指定した通帳から自動的に引き落とされる「振替納税」制度を利用されると便利です。手続には、納税者本人名義の通帳とその届出印が必要です。希望される人は、申告相談の際にお申し出ください。なお、引き落とし日は四月十八日(金)です。

町役場会場
で相談の人は

提出用の申告書には
記入しないでください

2月17日から3月17日まで 確定申告が始まります

申告相談日程

月	日	曜日	午前【9:00～11:00】	午後【13:00～16:00】	会場
2	10	月	還付申告相談受付 土、日曜日を除く	町役場 第2 会議室	
	11	火			
	12	水			
	13	木			
	14	金			
	17	月	小古郷東・前山	小古郷西	町役場 第2.3会議室
	18	火	税務署相談		町公民館 2階 大会議室
	19	水	税務署から「来署依頼」のはがきが来た人は、 この日をご利用ください。		
	20	木	小古郷南	北 祝	
	21	金	小山・西祝	南 祝	
	22	土			
	23	日			
	24	月	恵比須・築地	東・繩田北	
	25	火	繩田南	中村・西条	
	26	水	浜	寺河内・二の宮	
	27	木	砂郷一・砂郷二	砂郷三	
	28	金	砂郷四	飛 石	
3	1	土			
	2	日			
	3	月	沖の原	岩倉西	
	4	火	岩倉前	岩倉西前	
	5	水	岩倉辻	岩倉上	
	6	木	旦 東	旦 西	
	7	金	旦 北	旦門松	
	8	土			
	9	日			
	10	月	岡	浜 表	
	11	火	赤 迫	井 関	
	12	水	野 口	河 内	
	13	木	杖川・源河	向井関	
	14	金	引 野	青畑・仙在	
	15	土			
	16	日			
	17	月	指定日が無理な人		

確定申告に必要なもの

- 申告用紙(税務署から送付された人)
- 印かん
- 昨年中の支払いのわかる証明書または帳簿書類
- 社会保険料、生命・損害保険料などの証明書
- 源泉徴収票や支払い証明書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受けている人は、その手帳
- その他所得の計算に必要な書類
- 還付を受けるための銀行などの通帳

還付申告受付

2月10日から

確定申告をしなくてもよい場合でも、医療費控除や住宅取得等特別控除などを受けたり、源泉徴収された所得税が納め過ぎになっているときに還付を受けるための「簡易申告」は2月5日から町役場第2会議室に会場を設け受け付けています。

早めに申告をして還付を受けるようにしてください。

町「国保」歯科検診

町国保の被保険者を対象に歯科検診を行います。希望される人は、町環境保健課国民健康保険係へ保険証をお持ちのうえ申し込んでください(町内の医療機関に限ります)。

■対象者 町国民健康保険の被保険者

■利用回数 一人、年一回(九年)

一月から三月までの三ヶ月間)

■料金 無料

■問い合わせ 町環境保健課国民健康保険係(TEL65-4111内線152)(有)2122)

フッソ塗布

町では子どものむし歯予防の一環として、フッソ塗布を行います。

■日時 二月十四日(金)午後一時

三十分

■場所 町公民館二階

■対象 二歳から小学校入学前の幼児

■持参品 母子健康手帳

■費用 無料

■申し込み 二月七日(金)までに

町環境保健課(TEL65-4111内線152)(有)2122)へご連絡ください。

母子寡婦家庭に就学支度金・修学資金

大に関する法律で土地の先買制度が設けられています(左図参照)。

県では母子や寡婦家庭で今年四月に小・中・高・大学(短大、専修学校含む)に入学するお子さんがおられる人を対象に就学支度金と修学資金を無利子でお貸します。

就学資金の貸付限度額

小学校 三八、五〇〇円

中学校 四四、九〇〇円

高校、専修学校、高専(私立で自宅外通学の場合) 一三〇、〇〇〇円

■問い合わせ 町企画振興課企画係(TEL65-4111内線142)(有)2144)

※高校、専修学校、高専などの場合で、いろいろなケースがありますのでお問い合わせください。

2月2日(公、前10時) なかよし読書会
26日(室)(八幡高原191スキー場、前4時30分)町公民館集合
4日(公、後1時30分) 育児相談(役、前10時)いきいき広場(社福セ、後1時30分)
5日(公、後1時30分) 地区公民館長等研修会
6日(公、前9時30分) 高齢者教室(公、前9時30分)

10日(公、後1時30分) 同和教育推進大会
19日(公、後1時30分)

催しもの

市町村を経由して県知事に届け出る必要があります

市町村を経由して県知事に申し出る必要があります

都市計画決定された施設など
の区域内100m²以上の土地
その他の都市計画区域の
5,000m²以上の土地

都市計画区域内の
100m²以上の土地

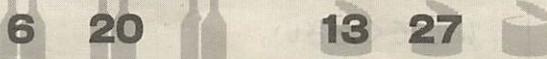
「処分する」から
「出さない、
リサイクルする」へ
消費者・市民一体
ごみの出し方が
変わります
「容器リサイクル法」
4月から実施

可燃ごみ(町内全域)月・水・金

3 5 7 10 12 14 17
19 21 24 26 28

不燃ごみ(町内全域)

●ビン・ガラス類●
(第1.3木曜日)
●空缶・鉄類●
(第2.4木曜日)



ごみの収集日

2

●ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前8時

●町指定ごみ袋の販売先

町役場環境保健課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅等

●清掃センターへのごみの直接持ち込み

《持ち込みができる日・時間》

毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)

午前7時30分～正午／午後1時～2時